

登録加工製品の対象範囲に関する規定

1. 目的

本規定は、当協議会に自主登録する抗菌加工製品、防カビ加工製品及び抗ウイルス加工製品（以下、加工製品と略す）の対象範囲を明確にすることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 原則、非多孔質製品を対象とする。
- (2) 医薬品や化粧品等、SIAAの安全性基準ではその使用方法における安全性が考慮されていない製品は、対象外とする。
- (3) 繊維製品の評価方法（JIS L 1902、JIS L 1922、JIS L 1921 等）が適切な製品は、対象外とする。
- (4) 繊維製品等であるが、試験方法として JIS Z 2801 または ISO 21702 の方がより適切な場合は、対象とする。
- (5) 光触媒の試験方法（JIS R 1702 等）で評価された結果を基に申請された製品は、対象外とするが、JIS Z 2801 の試験方法で基準を満たしたものは登録対象とする。

3. 対象、対象外とする製品の例

表 1. 対象としない製品の例

理由	例
SIAA の安全性基準では安全性が考慮されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療機器、化粧品、医薬部外品（防護衣等、直接肌に触れる可能性が低い製品は除く） ・ つけまつげ、まつげエクステンション、口腔材料等、眼や口等に触れる可能性のある製品 ・ 24 か月未満の乳幼児を対象とした製品 ・ 一般消費者が使用するスプレー製品*1)
評価試験ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続性試験や評価試験において、形状を保てない製品
比較的長期間に渡っての効果発現が疑われる	<ul style="list-style-type: none"> ・ バインダー等を配合していない後加工用製品（例：抗菌剤のみを分散させた業務用コーティング液）、但し持続性試験として耐水区分 1 で基準を満たしたものを除く。

表 2 対象とする製品の例

理由	例
練り込みで機能を付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗菌剤を練り込んだ樹脂、プラスチック製品（JIS Z 2801） ・ チューブやコード等の円柱または角柱状のプラスチック製品（シェーク法（SIAA 法））
後加工で機能を付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料、インキ、コーティング材等、主に非多孔質製品の後加工に用いる製品 ・ 塗料、インキ、コーティング材等を用いて、製品の表面に形成した塗装面

機密保持レベル D

	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、車両、航空機内の設備・内装のほぼ全面にコーティング処理（後加工）した場合の、それらに含まれるシートや座席
<p>試験方法として、JIS Z 2801（抗菌）や ISO 21702（抗ウイルス）等が適切</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や機器等のフィルター類（JIS Z 2801、シェーク法（SIAA 法）、ISO 21702） ・後加工で機能を付与したテーブルクロスやバッグ等の日用品であって、撥水性を有する製品（JIS Z 2801）
<p>非多孔質製品ではないが、SIAA が認める試験方法で試験が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 6400-9 で評価したウレタンフォーム ・後加工で機能を付与した皮革製品や紙製品（JIS Z 2801）

*1) 本規定の制定時に既に登録されている一般消費者向けのスプレー製品は、2023 年 3 月までは SIAA マークの表示を認める。

制定：2021 年 3 月 16 日